

番号：180473

国名：バングラデシュ

担当部署：社会基盤・平和構築部 都市・地域開発グループ 第一チーム

案件名：国家地理空間情報整備支援プロジェクト詳細計画策定調査(地理情報標準整備計画/NSDIシステム構築計画)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：地理情報標準整備計画/NSDIシステム構築計画
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年1月中旬から2019年3月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.30M/M、現地 0.70M/M、合計 1.00M/M
- (3) 業務日数：準備期間 2日、現地業務期間 21日、整理期間 4日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2018年12月19日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については以下をご覧ください。

JICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html)

なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 選定結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年1月9日(水)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	NSDI/地理空間情報に関する各種業務
対象国/類似地域	バングラデシュ/全世界
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

バングラデシュは、これまで、地形・地質調査、地籍測量等を通じて地理空間情報を作成してきた。これら情報は政府及び民間による各組織独自の権限や要件により作成され、フォーマットやデータモデル、地図投影法等が異なる状態により存在している。同国には、地理空間情報に関わる関係機関間において、高精度かつ最新の地理空間情報データの共有を最適化するようなシステムがない。そのため、政府及び民間によるインフラ開発や土地利用、都市開発、防災等の適切な計画策定・管理が非効率なものとなっている。

同課題に対し、同国政府は、ハシナ首相の意向で、バングラデシュ測量局(Survey of Bangladesh。以下「SOB」)が整備してきた地図データ及び SOB 以外の組織が持つ地理空間情報を統合し、官民の様々な分野で地理空間情報を活用推進できる社会の実現を目指して、NSDI(National Spatial Data Infrastructure。以下「NSDI」)を整備する計画を進め、国土計画策定の効率化を目指している。

かかる状況下、我が国は、NSDI 構築に係るロードマップ作成を含む「デジタルバングラデシュ構築のための地図作成能力高度化プロジェクト」を2013年～2019年3月の予定で実施中である。同事業では、多数の機関が共用する本格的な NSDI システムの整備に先立ち、上記 NSDI の概念と有用性を示し、技術面・運用面での課題を検証するために、小規模なプロトタイプ・システムによる試験プロジェクトを実施している。

以上の背景を踏まえ、現在実施中の事業の成果となる、プロトタイプ・システムによる試験プロジェクトから得られる NSDI 整備における技術面・運用面での課題検証結果に基づく、本格的な NSDI システムの整備を行っていくために、SOB は NSDI 構築を目的とした国家地理空間情報整備支援プロジェクト(以下、「本プロジェクト」)を我が国に要請した。本詳細計画策定調査は、同国政府からの協力要請の背景・内容を確認し、先方政府関係機関との協議を経て、協力計画を策定するとともに、本プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報を収集・分析することを目的とする。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

[地理情報標準策定計画/NSDIシステム計画]

(1) 国内準備期間(2019年1月中旬～1月下旬)

- 1) 要請背景・内容を把握し、要請書及び関連報告書等の資料から情報の収集及び分析を行う。
- 2) バングラデシュ政府が所有する地理空間情報を整理した上で、その整備及び管理等に係る取り組みを整理・分析する。
- 3) バングラデシュ政府の地理空間情報に係る計画及び関連規則等を整理・分析する。
- 4) 世銀等のドナーによる地理空間情報に係るプロジェクトを整理・分析する。
- 5) 担当分野に係る調査計画及び方針案を検討する。
- 6) 担当分野に係る質問票及びレター(案)(英文)を検討し、現地調査の前にJICA社会基盤・平和構築部に提出する。
- 7) 担当分野に係る対処方針(案)及びR/D(案)の作成に協力する。
- 8) 対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間(2019年1月下旬～2月上旬)

- 1) 他の団員と協力し、調査開始時にC/P機関に要請内容を改めて確認するとともに、調査団側の調査内容及び方針について説明する。
- 2) 他の団員と協力し、C/P機関の同国における位置づけ及び他機関との関係(特にNSDIへ

の関与が想定される機関との関係性、災害情報等に関連する機関の所有データを共有するサイトで、世界銀行がバングラデシュコンピューター評議会（BCC）に対して開発支援しているGeoDASHと本事業の関係性）並びにC/P機関の活動と国家計画・各種開発計画等との関連性を整理する。

- 3) 他の団員と協力し、バングラデシュにおける地理空間情報に関する他ドナーのこれまでの成果及び現在の動向を調査し、技術的な協力内容について類似案件の有無を確認する。
- 4) 上記（１）６）において作成した質問票に基づき調査した結果を分析し、分析結果を他の団員と共有した上、報告書に反映させる。
- 5) 以下の項目等に係る調査を行い、地理情報標準整備計画（案）の作成に協力する。併せてそれに必要となる情報収集・分析を行うものとする。
 - (ア) バングラデシュ政府の地理情報標準に係る取組み状況
 - (イ) C/P機関及び関係機関並びにドナー等の地理情報標準策定ニーズ
 - (ウ) 地理情報標準を策定した場合におけるC/P機関及び関係機関の業務効率化・高度化の可能性
 - (エ) 本体事業で実施する地理情報標準整備業務の内容と業務従事者構成
- 6) 以下の項目等に係る調査を行い、NSDIシステム構築計画（案）の作成に協力する。
 - (ア) C/P機関が所有するNSDI関連ソフトウェア及びC/Pの運用能力
 - (イ) 本体事業において必要となる機材リスト（スペック含む）及びその調達時期・方法・価格（本邦又は第三国からの調達が必要な場合には輸出入に係る留意事項についても確認）
 - (ウ) 現行プロジェクトにて実施中のパイロットシステムにおける課題と提言
 - (エ) 本体事業実施時のシステム構築におけるGeoDASHとの連携および活用可能性
 - (オ) 本体事業で実施するNSDIシステム構築業務の内容と業務従事者構成
- 7) 以下の項目等に係る調査を行い、本体事業の協力内容の検討に協力する。
 - (ア) 各種地理空間情報（古い地形図を含む）の電子化および座標変換に係る進捗状況とC/P機関の対応能力
 - (イ) GISや衛星測位を活用した新たなサービス・産業の創出の可能性
 - (ウ) NSDIに関する法制度及び組織体制（現状及び政府計画）
 - (エ) NSDIシステムに格納する地理空間情報の内容
 - (オ) 本体事業で実施する上記内容に関する業務内容と業務従事者構成
- 8) その他担当分野に係る必要な調査を行い、本体事業の協力内容の作成に協力する。
- 9) R/Dに関する協議へ参加し、R/D（案）の修正及びM/M（案）並びに詳細計画策定結果の作成に協力する。
- 10) 詳細計画策定調査結果につき、在バングラデシュ日本大使館に報告する。

（３）帰国後整理期間（2019年2月中旬～3月中旬）

- 1) 担当分野に係る現地で収集した資料及び情報を整理し、本体事業に関するJICAへの提言（実施手法、規模、留意点等）を行う。また、新たに必要とされる情報を整理し、入手方法について取りまとめる。
- 2) 事業事前評価表（案）（和文）の作成に協力する。
- 3) 担当分野の調査報告書（案）（和文）を作成する。
- 4) 帰国報告会に参加し、担当分野に係る調査結果を報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

（１）業務完了報告書

詳細計画策定調査報告書（担当分野・和文）を添付し、電子データによる提出とする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における経理処理ガイドライ

ン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書の提出も含みます）。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は2019年1月19日～2月8日を予定しています（日程は変更する可能性があります）。

本業務従事者はJICAの調査団員と同時若しくは数日早く現地調査を開始する予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) NSDI関連法制度（国土交通省）
- ウ) 調査計画（JICA）
- エ) NSDI計画/GIS計画（コンサルタント・本公示分）

③ 便宜供与内容

JICAによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舍手配
あり
- ウ) 車両借上げ
あり
- エ) 通訳備上
なし
- オ) 現地日程のアレンジ
必要に応じてJICAがアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料

■ 要請書

本件に係る資料は、社会基盤・平和構築部都市・地域開発グループ第一チーム（Tel03-5226-6956）にて閲覧できます。

■ 本業務に関する以下の資料が、ウェブサイトで確認が可能です。

- ・ JICA「バングラデシュ人民共和国 デジタルバングラデシュ構築のための地図作成能力高度化プロジェクト(NSDI構築支援)ファイナル・レポート。」（2017.12）
http://open_jicareport.jica.go.jp/548/548/548_101_12301966.html

本契約に関する以下の資料をJICA調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prrtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

- ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」
- イ) 提供依頼メール：
 - ・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) 安全管理

1) 現地調査/業務の実施に際しては、JICAの安全対策措置を遵守すること。同措置に基づき、バングラデシュ渡航前・渡航後には必ず以下を行うと共に、これらの実施状況をJICA所定の書式により渡航前に予め連絡し、JICAの承認を得ること。

(渡航前)

ア) JICAが行う安全対策研修・訓練の受講：本事業の業務従事者のうち、必ず1名は初回現地渡航前までに「安全対策研修」（対面座学）及び「テロ対策実技訓練」を受講すること。また、それ以外の業務従事者は必ず全員が各自の初回現地渡航前までに「安全対策研修」（Web）を受講すること。

イ) JICA安全管理部による渡航前安全対策ブリーフィング：全業務従事者が各渡航の度に必ずブリーフィングを受けること。

ウ) 外務省「たびレジ」への登録：全業務従事者が各自登録を行うこと。

エ) JICA事務所の安全情報メーリングリスト及び緊急時用SMSへの登録のための連絡先等情報提供：原則として全業務従事者を登録するため、登録用のメールアドレス及び現地で使用する携帯電話番号を所定の様式によりJICAに提出すること。併せて、ダッカ出入国便も含めてバングラデシュ滞在スケジュールも連絡すること。

(渡航後)

オ) バングラデシュ到着後、速やかにJICA事務所によるブリーフィングを受けること。

2) 現地調査/業務期間中は、現地の治安状況について安全管理を所掌するJICAバングラデシュ事務所より十分に情報収集を行い、連絡を密にとること。また、バングラデシュ国内での安全対策についてはJICAバングラデシュ事務所の指示に従い、執務室以外への訪問については予め日程表をJICAバングラデシュ事務所に提出して同事務所の承認を得るとともに、現地調査/業務期間中に滞在スケジュールに変更があった際は速やかにJICAバングラデシュ事務所に報告すること。加えて、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。また、ハルタル等の暴動発生により交通移動や現地入りが制限される場合も想定して、フレキシブルに対応するよう留意するものとし、宿泊場所や執務場所についても、バングラデシュ事務所と協議の上、決定し確保すること。

3) 宿泊場所は、JICAバングラデシュ事務所が安全状況を確認したホテルに限定する。このうち、宿泊料がJICAの基準単価に収まるホテルが満室であったり、安全管理上の理由からJICAバングラデシュ事務所より特定ホテルへの宿泊を指示される等、やむを得ない事情で実際の宿泊料がJICA基準単価による宿泊料を超過した場合は、以下方法により実費精算する。

① ホテルの宿泊の領収書（原本）等に基づき、JICA所定の宿泊料確認表により、業務従事者の渡航毎に調整単価による宿泊料についてJICAバングラデシュ事務所の確認を受け、打合簿を取り交す。

② コンサルタント等は、精算時には上記打合簿（写）を添付の上、JICA所定の精算報告明細書により業務従事者の渡航毎に調整単価による宿泊料を記載（基準単価による宿泊料とは区別して記載）して請求する。

(4) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 国内外でNSDIシステム構築に関する業務経験を有することが望ましい。

③ 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAバングルadesh事務所をとおして十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のため関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。尚、現地作業中の安全管理体制についてプロポーザルに記載すること。

④ 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

⑤ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上